

# 衆議院文部科学委員会ニュース

平成 30. 4. 11 第 196 回国会第 6 号

4 月 11 日（水）、第 6 回の委員会が開かれました。

## 1 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）吉備国際大学大学院特任教授

弁護士

土肥一史君

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム専務理事 岸原孝昌君

社会福祉法人日本盲人会連合会長

竹下義樹君

- ・林文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

### 上杉謙太郎君（自民）

- ・著作権への国民の意識を高めるための広報や周知の在り方、とりわけ児童生徒に対して著作権をしっかりと教える必要性について、土肥参考人の見解を伺いたい。
- ・障害者が点字図書や録音図書など希望に応じた形で情報にアクセスできる環境整備を進めるため、国はどのような取組を行うべきか、竹下参考人の見解を伺いたい。

### 櫻井周君（立憲）

- ・点字図書等の作成はボランティア団体の活動に支えられているものと承知しているが、今回の法改正の内容は当該団体の活動の推進に資するものとなっているか、竹下参考人の見解を伺いたい。
- ・授業目的公衆送信補償金の創設に当たり、学校現場の負担増加につながるおそれがあると考えているが、土肥参考人の見解を伺いたい。

### 長島昭久君（希望）

- ・近年、権利制限の一般規定（フェアユース規定）の導入の是非についての議論がなされてきた中、今回の法改正において柔軟な権利制限規定の新設が盛り込まれたことについて、岸原参考人の見解を伺いたい。
- ・授業目的公衆送信補償金制度について、補償金の支払い窓口となる指定管理団体の要件や補償金の支払い方法などの制度設計はどう在るべきか、土肥参考人の見解を伺いたい。

### 中野洋昌君（公明）

- ・今回の法改正における柔軟な権利制限規定に盛り込まれなかった第 3 層の行為類型の今後の検討方針及び制度運用のガイドライン策定に当たって留意すべき事項について、土肥参考人の見解を伺いたい。
- ・デジタル化・ネットワーク化が急速に進む中、著作者の権利保護のための法整備が追い付いていないと考えるが、我が国のコンテンツ産業の振興に向けて著作権制度はどう在るべきか、岸原参考人の見解を伺いたい。

### 平野博文君（無会）

- ・科学技術の著しい進歩に対応するためには、著作権法の事後的な改正よりも、先を見据えた改正が必要であると考えているが、土肥参考人の見解を伺いたい。
- ・障害者の情報アクセス機会の充実に関して今一番求めているものは何か、竹下参考人に伺いたい。

### 畑野君枝君（共産）

- ・今回の法改正には、利用者のニーズに対応するための規定が多く盛り込まれていると考えるが、権利者保護に関してはどのように対応すべきであると考えているのか、土肥参考人に伺いたい。
- ・平成 21 年の文化審議会において、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムはフェアユースに関し、「多種多様の判断が生じて訴訟が乱立することは、経済的に不利益なことである。」と意見発表していたが、権利者保護のためには何が必要と考えるか、岸原参考人に伺いたい。

### 串田誠一君（維新）

- ・今回の法改正により創設される授業目的公衆送信補償金について、金額の算出方法等に関して現場の先生からはどのような意見が示されているのか、土肥参考人に伺いたい。
- ・写真やグラフ等のように、視覚障害者等に向けた翻訳が難しいものに対し、どのような支援を求めているのか、竹下参考人に伺いたい。

### 吉川元君（社民）

- ・平成26年に電子書籍に対応した出版権の整備等に関する著作権法の改正が行われた際、土肥参考人は参考人質疑において、権利者と出版者の間には隔りがあり、これを解消するためには信頼関係を構築していくことが重要である旨を発言していたが、現時点において両者の信頼関係についての所感を伺いたい。
- ・今回の法改正により、視覚障害者以外の上肢障害者等も受益者の対象となるが、障害者の情報アクセス機会を確保するためには何が必要であるか、竹下参考人に伺いたい。

（政府に対する質疑）

### 櫻井周君（立憲）

- ・学校法人森友学園、加計学園に係る両事案について、次々と新事実が発覚している状況であり、教育行政への影響が懸念されるが、林大臣の見解を伺いたい。
- ・現行法で適法とされている著作物の利用行為については、今回の法改正後も引き続き全て認められると解釈して良いか、文化庁に伺いたい。
- ・海賊版サイト等の著作権侵害に当たる違法サイトについて、今後どのような手続を経てサイトブロッキングを行うのか、内閣府に伺いたい。

### 源馬謙太郎君（希望）

- ・小学校段階から著作権の理解を深める教育を行う必要があると考えるが、教員の業務多忙化に配慮しつつ著作権教育を行う方策について、林大臣の見解を伺いたい。
- ・国民の著作権への理解を深めるためにも今回の法改正の内容の周知が重要であると考えているが、具体的な周知方法について文化庁に伺いたい。
- ・今回の法改正により創設される授業目的公衆送信補償金について、権利者への分配に係るデータの収集を行う場合には、教育機関に過度な負担をかけない調査方法を取るべきと考えるが、文化庁の見解を伺いたい。

### 平野博文君（無会）

- ・政府として海賊版サイト等のサイトブロッキングを検討しているようだが、どのような手続を経て、誰が最終的に判断するのか確認したい。
- ・平成24年の著作権法改正当時と比べて、権利制限の一般規定を置く必要性が高まっていると考えるが、文化庁の見解を伺いたい。
- ・著作権法は、権利者の利益を不当に害しない限り、著作物の利用者のニーズに応じて、その規定を柔軟に改正するべきと考えるが、林大臣の見解を伺いたい。

### 畑野君枝君（共産）

- ・我が国の著作権法が、著作人人格権を規定している意味について、林大臣に伺いたい。
- ・平成21年の「知的財産推進計画」において、「日本版フェアユース」規定の導入が打ち出されたが、今回の法改正の内容が「日本版フェアユース」なのか、林大臣に伺いたい。
- ・改正案第47条の5に規定された、当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める「割合」「量」「表示の精度その他の要素」の具体的内容、及び「軽微」か否かの判断基準について、林大臣に伺いたい。

### 串田誠一君（維新）

- ・日本維新の会は教育の無償化を掲げており、学校教育において新たに補償金が発生することに抵抗感があるが、利用させてもらうから補償金を支払うのは当然であるという考えに対する林大臣の所感を伺いたい。
- ・教員が生徒に対して、電子メールのような外部サーバーを経由して教材を配布する場合は有償となるが、学校内のサーバーを使用して配布する場合はどのような扱いとなるのか文化庁に伺いたい。
- ・SNS等の普及により国民が著作権者となり得る中で、授業目的公衆送信補償金制度が導入された際には、徴収される補償金が一部の著名人のためだけに配分される恐れはないか、文化庁の見解を伺いたい。

### 吉川元君（社民）

- ・昨年10月に北海道ニセコ高等学校で行われた外部講演において、北海道経済産業局が講演内容の変更を求めたとの報道があるが、求めた内容、その法的根拠及び行政文書の有無について経済産業省に伺いたい。
- ・今回の法改正は、主要な目的として競争力強化に重きを置いているのか。また、柔軟な権利制限規定を整備

する立法事実とは何か、文化庁に伺いたい。

- ・ 障害者のアクセス機会の拡大については、その受益者の範囲はマラケシュ条約での範囲をすべて網羅しているのか、文化庁に伺いたい。